

名古屋港管理組合公報

令和3年12月1日
(水曜日)
第56号

目次	条 例
○専任副管理者の給与の特例に関する条例	1
○財政状況の公表	2
○令和4年度及び令和5年度の物品の製造等の競争入札に参加する者の資格審査申請	4
○令和4年度及び令和5年度の建設工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請	6
○指定管理者の指定の変更について	7
○指定管理者の指定の変更について	7
○港湾施設の使用停止	8
議 会 事 項	
○名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則	8
○11月定例会名古屋港管理組合議会の結果	8

条 例

専任副管理者の給与の特例に関する条例を公布する。
令和三年十二月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第三号

専任副管理者の給与の特例に関する条例
(給料月額の特例)

第一条 専任副管理者（専任副管理者の給与に関する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第三号。以下「専任副管理者給与条例」という。）第一条に規定する専任副管理者をいう。以下同じ。）の給料月額は、令和三年十二月一日から令和七年四月二十七日までの間（以下「特例期間」という。）において、専任副管理者給与条例第二条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、専任副管理者給与条例第二条第二項及び第三項並びに第四条に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額は、専任副管理者給与条例第二条第一項に規定する額とする。

(期末手当の額の特例)

第二条 専任副管理者の特例期間における期末手当の額は、専任副管理者給与条例第二条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により支給することとなる額から、当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 専任副管理者の令和三年十二月の期末手当の額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、専任副管理者給与条例の規定により支給された同年六月十九日から施行日の前日までの間における給料月額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に相当する額を減じた額とする。

告 示

名古屋港管理組合告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び名古屋港管理組合財政状況の公表に関する条例（平成13年名古屋港管理組合条例第5号）の規定に基づき、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間における名古屋港管理組合の財政状況を次のとおり公表する。

令和3年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合の財政の状況

1 令和3年度予算の執行状況（令和3年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳 入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
分担金及び負担金	8,025,146,000 ^円	2,338,880,350 ^円	
使用料及び手数料	4,299,370,000	2,376,207,737	
国庫支出金	1,531,621,372	142,920,000	
財産収入	5,025,854,000	2,677,362,152	
寄附金	10,000	0	
繰入金	4,583,579,000	3,645,142,857	
繰越金	1,255,266,804	2,235,872,729	
諸収入	5,384,886,000	727,059,242	
組合債	11,829,900,000	0	
歳入合計	41,935,633,176	14,143,445,067	

歳 出

歳出区分	予算現額	支出済額	備考
議会費	172,988,000 ^円	69,570,478 ^円	
総務費	3,302,451,000	817,996,945	
企画調整費	5,429,783,000	4,012,605,029	
港営費	3,133,075,000	1,401,417,670	
建設費	23,040,410,176	2,338,838,142	
公債費	6,765,000,000	3,196,110,011	
予備費	91,926,000	0	
歳出合計	41,935,633,176	11,836,538,275	

(2) 特別会計

歳入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
水族館振興基金収入	60,370,000 ^円	27,339,068 ^円	
海事文化振興基金収入	16,070,000	10,001	
環境振興基金収入	67,360,000	1,000,000	
歳入合計	143,800,000	28,349,069	

歳出

歳出区分	予算現額	支出済額	備考
水族館振興基金	60,370,000 ^円	25,153,071 ^円	
海事文化振興基金	16,070,000	10,001	
環境振興基金	67,360,000	0	
歳出合計	143,800,000	25,163,072	

2 財産の状況（令和3年9月30日現在）

区分	現在高
公有財産	
土地	7,175,292.68㎡
建物	144,711.37㎡
山林	—
動産	船舶2隻等
物権	154.86㎡
無体財産権	3件
有価証券	8,200,200,000円
出資による権利	153,000,000円
不動産の信託の受益権	—
物品	471件
債権	10,577,917,185円
基金	1,032,518,194円

3 組合債の現在高（令和3年9月30日現在）

区 分	現 在 高
公 共 事 業 等 債	54,880,180,365 ^円
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	5,562,100,000
緊急防災・減災事業債	342,671,963
全 国 防 災 事 業 債	2,353,948,328
単 独 事 業 債	534,000,000
転 貸 債	4,870,728,648
計	68,543,629,304

4 一時借入金の現在高（令和3年9月30日現在）

区 分	借 入 限 度 額	現 在 高
一 般 会 計	4,000,000 ^{千円}	0 ^円

名古屋港管理組合告示第42号

令和4年度及び令和5年度に名古屋港管理組合が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和3年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 営業種目

競争入札参加資格を得ようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造・販売

コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品

(2) 物品の買受け

不用品買受

(3) 役務の提供等

建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等

2 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- (4) 「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者
- (5) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出した者

3 申請の方法等

(1) 申請の方法

あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/>

名古屋港管理組合を共通審査自治体とする場合、5(1)又は(2)の書類（以下「別送書類」という。）を(2)の提出先まで郵送により提出する。

(2) 申請に必要な書類の提出先

名古屋港管理組合総務部会計課用度係

名古屋市港区港町1番11号（郵便番号455-0033）

4 申請の受付時期

令和4年1月4日(火)から令和4年2月15日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時から午後8時までとする。別送書類は、電子調達システム(物品等)による受付完了日から7日以内に必着すること(最終提出期限は、令和4年2月22日(火)必着)。

なお、令和4年4月1日(金)以降に随時申請の受付を行う。

5 申請に必要な書類

(1) 法人の場合

① 別送書類送付書

電子調達システム(物品等)で申請データを入力・送信後、印刷したもの

② 履歴事項全部証明書

法務局登記官が証明したもの

③ 納税証明書(国税)

税務署が発行した法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)

④ 納税証明書(県税)

愛知県の区域内に事業所を有する者については、愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用)

※③及び④については、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税猶予を受けている場合には、猶予許可通知書の写しも可

(2) 個人の場合

① 別送書類送付書

電子調達システム(物品等)から印刷したもの

② 身元(分)証明書

本籍地の市区町村長が証明したもの

③ 登記されていないことの証明書

法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの

④ 納税証明書(国税)

税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)

⑤ 納税証明書(県税)

愛知県の区域内に事業所を有する者については、愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額のないこと用)

※④及び⑤については、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税猶予を受けている場合には、猶予許可通知書の写しも可

6 競争入札参加者の資格及びその審査

物品の製造等についての競争入札に参加することができる者は、次に定める経営に関する審査の結果により決定する。

(1) 申請日における従業員数

(2) 申請日における自己資本額

(3) 申請日直前の決算における年間売上高

(4) 申請日直前の決算における流動比率

(5) 申請日までの営業年数

7 審査結果の通知

資格審査の結果については、電子調達システム(物品等)により通知する。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、随時申請により受け付けた者については、資格の決定を行った日から令和6年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を締結又は履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

10 変更申請

申請内容の変更又は営業品目の追加もしくは変更がある場合は、変更申請を電子調達システム(物品等)により行う。

11 その他

管理者は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

名古屋港管理組合告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度において名古屋港管理組合が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（船舶製造を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請について、次のように定める

令和3年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- 3 建設工事にあつては、経営事項審査の総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和2年7月1日から令和3年6月30日の間までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って1年7月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
- 4 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- 5 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 6 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- 7 建設工事にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）
- 8 「名古屋港管理組合が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者
- 9 入札参加資格審査申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者

第2 入札参加資格審査の申請方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところによりインターネットを利用して入札参加資格審査の申請をしなければならない。

1 受付期間**(1) 定時受付**

令和4年1月4日（火）～令和4年2月15日（火）

平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和4年4月1日（金）～令和6年1月31日（水）

平日（日曜日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

2 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、申請者フォームに必要事項を入力し、送信すること。

URL：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

3 添付書類

2による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。

4 添付書類の提出期間**ア 定時受付**

2により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日（火）必着）

イ 随時受付

2により送信した日から7日以内必着

なお、提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

5 添付書類の提出方法及び提出先

次の場所へ原則郵送とする。

名古屋港管理組合建設部管理課工事契約係

名古屋港区港町1番11号（郵便番号455-0033）

第3 資格審査

1 資格審査は、第1の競争入札に参加することができない者に該当しないことを調査する。

2 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けする。

第4 競争入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和4年4月1日（金））から令和6年3月31日（日）までとする。ただし、令和6年4月1日（月）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

第5 変更等の届出

第2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり届け出なければならない。

第6 資格の取消し

競争入札の参加資格を有する者が、第1第1号から第5号まで及び第9号のいずれかに該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消すことがある。

第7 その他

- 1 申請後、確認のため申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがあるので、申請は必ず書面で証明できる内容で行うこと。
- 2 令和4年度及び令和5年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
- 3 入札参加資格申請要領については名古屋港管理組合の公式ウェブサイトに掲載する。
URL: <https://www.port-of-nagoya.jp/>

名古屋港管理組合告示第44号

平成25年名古屋港管理組合告示第29号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更した。
令和3年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋港水族館	名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団	平成26年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成26年4月1日から 令和5年3月31日まで

名古屋港管理組合告示第45号

平成29年名古屋港管理組合告示第33号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更した。
令和3年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
新舞子マリニパーク、南浜緑地及び北浜緑地	知多市八幡字小根14番地の29 株式会社日誠	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
中川口緑地、金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、新宝緑地、船見緑地及び堀止緑地	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロードを除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロード	名古屋市中区栄四丁目5番3号 株式会社ウッドフレンズ	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園	名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで

名古屋港管理組合告示第46号

次の港湾施設は、令和3年10月1日から当分の間、使用を停止した。
令和3年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 係船岸壁
用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長 メートル	エプロン幅 メートル	水深 メートル	標準係船能力		備考
					船舶の 総トン数 トン	バース数	
1号岸壁	ガーデンふ頭東側	245	20	4.5~10	500	1	水深は、先端から185メートルの間は10メートル
					10,000	1	

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会議事規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年十二月一日

名古屋港管理組合議会議長 加藤 一登

名古屋港管理組合議会議事規則第一号

名古屋港管理組合議会議事規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合議会議事規則（昭和四十九年名古屋港管理組合議会議事規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条中「出産」の下に「育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の出産には、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの間にあることを含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

11月11日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を2日間と決定し、12日議事終了閉会した。
付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 一般会計・特別会計決算特別委員会の設置
- 2 一般会計・特別会計決算特別委員会委員の選任

可 決
鳴 海 やすひろ
杉 江 繁 樹
野 中 泰 志
川 嶋 太 郎
佐 波 和 則
神 戸 洋 美
橋 本 ひろき
市 川 英 男
中 川 あつし
中 田 ちづこ
三 輪 芳 裕
江 上 博 之
直 江 弘 文
渡 辺 義 郎
加 藤 一 登

- 3 公営企業会計決算特別委員会の設置
- 4 公営企業会計決算特別委員会委員の選任

可 決
うえぞの 晋 介
安 井 伸 治
沢 田 ひとみ
南 部 文 宏
佐 藤 一 志
吉 岡 正 修
河 本 ゆうこ
石 井 芳 樹
中 里 高 之

ふじた 和 秀
久保田 浩 文
岡 本 やすひろ
岡 本 善 博
高 木 ひろし

また、各決算特別委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

一般会計・特別会計決算特別委員会	委員長	中 田	ちづこ
	副委員長	野 中	泰 志
公営企業会計決算特別委員会	委員長	安 井	伸 治
	副委員長	吉 岡	正 修
5 令和3年度名古屋港管理組合一般会計補正予算			原案可決
6 令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算			原案可決
7 令和3年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算			原案可決
8 令和3年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算			原案可決
9 専任副管理者の給与の特例に関する条例の制定について			原案可決
10 工事請負変更契約の締結について（金城ふ頭護岸築造工事（その4）（誰もが働きやすい現場環境整備工事））			原案可決
11 指定管理者の指定の変更について（名古屋港水族館）			原案可決
12 指定管理者の指定の変更について（新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地）			原案可決
13 指定管理者の指定の変更について（中川口緑地始め8緑地）			原案可決
14 指定管理者の指定の変更について（富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等を除く。）始め8緑地）			原案可決
15 指定管理者の指定の変更について（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等）			原案可決
16 指定管理者の指定の変更について（名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園）			原案可決
17 令和2年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算			閉会中継続審査
18 令和2年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算			閉会中継続審査
19 令和2年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算及び剰余金の処分			閉会中継続審査
20 令和2年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算			閉会中継続審査
21 名古屋港管理組合議会会議規則の一部改正について			原案可決
22 各常任委員会における閉会中の継続調査について			可 決